

檜原村地域おこし協力隊設置要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 任用型地域おこし協力隊員（第5条—第9条）
- 第3章 委託型地域おこし協力隊員（第10条—第13条）
- 第4章 雑則（第14条—第17条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 人口減少及び高齢化が進む本村において、地域外の人材を積極的に活用し、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、本村への定住及び定着を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）に基づき、檜原村地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）任用型地域おこし協力隊員 前条に規定する目的を達成するための活動を行うに当たり、村長が委嘱し、村長が任用する者をいう。
- （2）委託型地域おこし協力隊員 前条に規定する目的を達成するための活動を行うに当たり、村長が委嘱し、村長と業務委託契約を締結する者をいう。
- （3）隊員 任用型地域おこし協力隊員及び委託型地域おこし協力隊員の総称をいう。

（地域協力活動）

第3条 隊員は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる地域協力活動（以下「活動」という。）を行うものとする。

- （1）移住定住の促進に関する活動
- （2）地域コミュニティの維持及び地域の活性化に関する活動
- （3）地域間交流に関する活動
- （4）地域資源の発掘及び利活用に関する活動
- （5）地域の情報発信に関する活動
- （6）地域産業の振興に関する活動
- （7）前各号に掲げるもののほか、地域活性化に係る活動で村長が必要と認める活動

（隊員の要件）

第4条 隊員は、次に掲げる要件をすべて満たす者のうちから、村長が任用又は委嘱する。

- （1）三大都市圏をはじめとする都市地域に住民票を有する者（推進要綱に規定する要件を満たす者）であって、隊員として決定した後、任用又は委嘱されるまでの間に住民票を異動し、定住する意思を有する者
- （2）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- （3）心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と熱意があり、積極的に活動できる者
- （4）普通自動車運転免許を有している者

第2章 任用型地域おこし協力隊員

（身分及び任期）

第5条 任用型地域おこし協力隊員（以下「任用型隊員」という。）の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

2 任用型隊員の任期は、1年とする。ただし、村長が必要があると認めるときは、2年

を限度として延長することができる。

3 前項の規定による任期の延長は、1年を単位として行うものとする。

4 年度の途中で任用された者の任期は、任用した日の属する年度の末日までとする。

5 前3項の場合において、任用型隊員が産前産後又は育児のために活動を中断する1年以内の期間（以下「育児等に係る活動中断期間」という。）が生じた場合、任用の期間は育児等に係る活動中断期間を除いた3年以下の期間までとすることができる。

（給与等）

第6条 任用型隊員の給与は、檜原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第37号）に基づき支給する。

2 任用型隊員の住居に関する費用は、予算の範囲内で負担することができる。

（勤務時間等）

第7条 任用型隊員の勤務時間は、1日当たり7時間45分とし、週31時間を原則とする。この場合において、標準的な勤務時間帯は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間を正午から午後1時までとする。

2 前項の勤務時間帯については、職務内容により、7時間45分を超えない範囲内で変更できるものとする。

（休日及び休暇等）

第8条 任用型隊員の休日、休暇等は、檜原村会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年規則第5号）において定めるところによる。

（解任）

第9条 村長は、任用型隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

（1） 隊員本人から退職の願い出があったとき。

（2） 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

（3） 法令若しくは任用型隊員の義務に違反し、又は協力活動を怠ったとき。

（4） その他、村長が任用型隊員としてふさわしくないと認めたとき。

第3章 委託型地域おこし協力隊員

（委託）

第10条 委託型地域おこし協力隊員（以下「委託型隊員」という。）は、委託内容について、村長との協議により決定し、業務委託契約書を締結する。なお、委託型隊員との間に雇用関係は生じないものとする。

2 委託型隊員の委託期間は、1年以内とし、年度を超えないものとする。この場合において、再度の委託を行うにあつては、最初の業務委託契約日から3年を限度とする。

（委託料）

第11条 村長は、委託型隊員に対し、活動内容に応じた委託料を予算の範囲内で支払うものとする。

（活動に関する経費）

第12条 村長は、前条に規定する委託料とは別に、委託型隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で助成することができる。

（委託契約の解除）

第13条 村長は、委託型隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託契約を解除することができる。

（1） 隊員本人から退職の願い出があったとき。

（2） 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

（3） 法令若しくは委託型隊員の義務に違反し、又は協力活動を怠ったとき。

（4） その他、村長が委託型隊員としてふさわしくないと認めたとき。

第4章 雑則

(身分証明書の携行等)

第14条 隊員は、職務を遂行するときは、常に檜原村地域おこし協力隊員身分証（様式第1号）を携行し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(業務等の報告)

第15条 隊員は活動の状況について、その概要を活動日誌（様式第2号）に記録しなければならない。

2 隊員は、前項の活動日誌を添付の上、毎月10日までに前月分の活動内容を活動報告書（様式第3号）により村長に報告しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、村長は、必要があると認めるときは、臨時に活動報告書の提出を求めることができる。

(服務)

第16条 隊員は、この要綱その他関係法令を遵守し、常に職務を誠実かつ公平に遂行しなければならない。

2 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、隊員に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。